

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令第五号）  
内閣府令第五号  
 法務省令第五号

改正案	現行
<p>（総株主通知における通知事項）</p> <p>第二十条 法第五十一条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 発行者が次のイから八までに掲げる者である場合において、加入者が当該イから八までに定める者であるときは、その旨</p> <p>イ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者 同項に規定する外国人等</p> <p>ロ 放送法第百二十五条第一項に規定する基幹放送局提供事業者 同項に規定する外国人等</p> <p>ハ 放送法第百六十一条第一項に規定する認定放送持株会社 同項に規定する外国人等</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（総株主通知における通知事項）</p> <p>第二十条 法第五十一条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 発行者が次のイから八までに掲げる者である場合において、加入者が当該イから八までに定める者であるときは、その旨</p> <p>イ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者（ロに掲げるものを除く。） 同項に規定する外国人等</p> <p>ロ 放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者 同法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十二条の八第一項に規定する外国人等</p> <p>ハ 放送法第五十二条の三十二第一項に規定する認定放送持株会社 同項に規定する外国人等</p> <p>二・三（同上）</p>

## 附 則

この命令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。